

○東北大学学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園施設使用者心得

この施設を使用する者は、東北大学学術資源研究公開センター植物園八甲田山分園施設使用内規に定めるもののほか、この使用者心得を遵守すること。

I. 一般的注意事項

1. 使用者は園の職員に施設使用許可書を提出し、分園使用者名簿に所要事項を記入すること。また、申込の取り消し、人数等の変更等をする場合は、3日前までに連絡すること。3日前以降に取り消し、変更をした場合は料金が発生する場合があるので注意すること。
2. 使用者は職員から使用説明を受け、宿泊室の指定をうけること。
3. 専任の管理人がいないため、食事・宿泊等の施設使用の際は使用者相互で行うこと。使用者は積極的に協力しあうこと。
4. 食事、入浴等の生活面は酸ヶ湯温泉の全面的援助に支えられているため、酸ヶ湯温泉やその関係者とのトラブルは絶対に避けること。酸ヶ湯温泉やその関係者と不都合が生じた際は、速やかに職員に申し出ること。
5. 火気の取り扱いにあたっては、十分な注意を払うこと。
ガス器具、石油ストーブの使用は職員の許可を受けること。
6. 盗難、その他の事故防止については各自が十分注意すること。現金等の貴重品の保管については申し出ること。また、各棟を離れる際は必ず戸締りの確認を行うこと。雨が吹き込むことが多いため二階の窓も注意すること。
7. 清掃及び食事、寝具等の後始末は使用者が行うこと。退所時には職員の点検を受けること。
8. 使用時間
 - (1) 管理棟の使用は、15時から翌日の10時までとする。但し、16時30分までに入所し、職員から使用説明を受けること。時間厳守のこと。
 - (2) 朝食時間は、7時から8時までとする。
 - (3) 夕食時間は、17時から20時までとする。
9. 野外に出る者は、行動計画その他必要事項を記載して職員に提出すること。17時の帰所時刻を厳守すること。
10. その他職員の指示に従うこと。

II. 酸ヶ湯温泉及びその関係者への配慮と注意事項

1. 酸ヶ湯温泉に出入りする際は、胸にネームプレート（分園で用意）を付け、正面玄関よりフロント等に挨拶の上、出入りすること。
2. 酸ヶ湯温泉内では、下足は玄関右側奥の下駄箱に収納し、同じ下駄箱内のスリッパに履き替えて移動すること。下駄箱には必ず鍵をかけること。
3. 21時以降の入浴は出来ない。

III. 食事に関する注意事項

1. 食事は、一泊二食（朝、夕）とする。昼食については、各自持参、若しくは売店又は食堂を利用すること。
2. 朝食及び夕食について
朝食は7時に酸ヶ湯温泉2階食堂で食べる（バイキング方式）。酸ヶ湯の宿泊客も食事をするため、一般宿泊客の迷惑とならぬよう注意すること。
夕食は、17時に酸ヶ湯温泉2階調理室（厨房）で受け取り、管理棟の食堂で食べること。
3. 台所は整理・整頓し、清潔に使用すること。食物の鮮度には十分注意し、ゴミ処理は早めに行うこと。ゴミは生ゴミ、可燃ゴミ、缶瓶類（金属ゴミ）、ペットボトル類、ガラス瓶に分別し、酸ヶ湯温泉ゴミ集積場に運ぶこと。

IV. 持参するもの

必要に応じて以下のものを用意すること。

- （1）シーツ及び枕カバー
- （2）洗濯洗剤
- （3）弁当箱
- （4）雨合羽（セパレートタイプが良い）、雨傘
- （5）ゴム長靴
- （6）防寒用衣類（ウィンドヤッケ、セーター等）
- （7）懐中電灯

V. その他の注意事項

1. 分園周辺一帯は、十和田八幡平国立公園特別保護地区となっているため、採集等によるトラブルは絶対に避けること。
2. 実験器具等の使用は、必ず職員の許可を得ること。

3. 管理棟には、洗濯機及び乾燥機がある。使用する者は職員に申し出て、各自で責任をもって清潔に使うこと。携帯電話は利用可能だが、機種によっては電波が弱く受信に支障を来す場合もある。また、公用電話があるが、緊急時以外の使用は認めない。なお、酸ヶ湯温泉には公衆電話がある。
4. 病気、ケガなどの際は職員に申し出ること。管理棟には救急用薬品が備えてある。また、酸ヶ湯温泉内には診療所があり利用も可能である。

VI. 料金

1. 本施設の使用に伴う附帯料金は、下記のとおりとする。
 - (1) 食事代
 - ・朝食代： 700 円(消費税抜)／1 食
 - ・夕食代：1,000 円(消費税抜)／1 食
 - (2) クリーニング代（シーツ等を持参せず、分園に備え付けのシーツ等を使用した場合。）
 - ・シーツ、枕カバー：1 セット ~~枚~~あたり 568 円(消費税抜)
2. 使用者は上記 1 により算出された附帯料金について、施設使用後に東北大学理学部・理学研究科事務部が発行する請求書に記載された指定口座に振り込むこと。
3. 使用日の 3 日前以降に、申込の取り消し、人数等の変更等をした場合は、申込分の料金を徴収する場合がありますので注意すること。

附 則

平成 26 年 6 月 1 日改訂

平成 29 年 6 月 1 日改訂

令和 元年 6 月 1 日改訂